

一般財形貯金

(平成19年11月20日現在適用中)

1. 商品名	・一般財形貯金
2. 販売対象	・勤労者
3. 預入期間	・3年以上
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きによる預入 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・1回あたり1,000円以上の金額 ・1円単位 ・預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一部支払 1預入明細の一部金額を払い戻します。 ・明細支払 1預入明細ごとの金額を払い戻します。 ・概算金支払 指定された金額(元金)を払い戻します。 ・全額支払 全預入明細分の金額を払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各分割預入時および継続時における期日指定定期貯金の店頭表示の利率を適用します。 ・元金の払い戻し時に支払います。 ・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 ・20%(国税15%、地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	—
9. 中途解約時の取扱い	・預入された期日指定定期貯金の中途解約時の取り扱いに準じます。
10. 貯金(預金)保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考となる事項	—